

◇番号	201502-2
◇研究機関名	科学技術振興機構
◇件名	大阪大学における科学技術振興機構直執行研究費の不正使用について
◇経緯・概要	<p><b>【発覚の時期及び契機】</b> 平成 26 年 12 月 大阪大学から不正使用（預け金）の疑いについて報告を受けた。また、調査の過程での新たな不正使用（品名替）の疑いが発覚。</p> <p><b>【調査に至った経緯等】</b> 大学からの報告を受け、調査委員会を設置して調査を行う必要があると判断。</p>
◇調査	<p><b>【調査体制】</b> 調査委員会（JST 内委員 5 人、外部有識者 2 名（弁護士 1 名、民間企業法務部門経験者 1 名））を設置して調査を実施。</p> <p><b>【調査内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査期間 平成 27 年 1 月～平成 27 年 12 月</li> <li>・調査対象および方法 平成 16 年度以降の研究機器などの全調達 2,854 件について、取引先企業（176 社）から提出された売上台帳などの取引事実を証明できる証拠または大学から提供されたデータを J S T が保有する関係証拠書類と突き合わせた。また、調達に関与したすべての者（合計 16 名）および取引先企業（3 社）に対して聞き取り調査を行った。</li> </ul>
◇調査結果	<p><b>【不正の具体的な内容】</b></p> <p>(1)不正使用と認定した事業名および不正使用額</p> <p>①事業名:戦略的創造研究推進事業(総括実施型研究) 研究実施期間:平成 16 年度～21 年度 不正使用額:85,246,405 円 不正認定期間:平成 16 年度～20 年度</p> <p>②事業名:戦略的創造研究推進事業(個人型研究) 研究実施期間:平成 14 年度～17 年度 不正使用額:7,918,550 円 不正認定期間:平成 16 年度～17 年度</p> <p>(2)不正使用の内容 上記事業の直執行研究費に関して、平成 16 年度～20 年度までの期間に、取引先企業3社で合計 93,164,955 円の預け金および品名替があったことが判明した。なお、私的流用は確認されなかった。</p> <p>①当事者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪大学 大学院情報科学研究科 A 教授 (元JSTプロジェクトグループリーダー)</li> <li>・B 元JSTプロジェクトスタッフ</li> </ul> <p>②関与した取引先企業</p> <p>a. W社</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)期間:平成 16 年度～20 年度</li> <li>2)不正使用額:71,904,875 円</li> <li>3)種別:預け金および品名替</li> <li>4)内容:消耗品の架空請求および伝票記載と異なる消耗品などの納入</li> </ol> <p>b. X社</p>

	<p>1)期間:平成 16 年度  2)不正使用額:11,321,620 円  3)種別:預け金  4)内容:消耗品の架空請求</p> <p>c. Y社  1)期間:平成 16 年度  2)不正使用額:9,938,460 円  3)種別:預け金  4)内容:消耗品の架空請求</p> <p>注 上記のほか、大阪大学の調査により、大阪大学等における公的研究費および運営費交付金において 11,296,587 円の不正使用(預け金、偽装取引、品名替)が確認されている。また、書類保存期限超過のため詳細は不明であるが、W・X・Y社に残されている 170,355,116 円の預け金も確認されている。</p> <p><b>【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】</b>  A教授(元グループリーダー)の指示に基づき、B元プロジェクトスタッフおよび事務担当のプロジェクトスタッフが預け金および品名替の実務処理を行っていたことを確認した。なお、A教授(元グループリーダー)は、B元プロジェクトスタッフなどへの指示を認めていないが、証言および資料からA元グループリーダーが預け金や品名替の指示を行っていたと判断した。</p>
◇不正の発生要因と再発防止策	<p><b>【発生要因】</b></p> <p>(1) 納品確認者であった研究者が、発注の必要性を判断するプロジェクトスタッフと共同して不正を働き、取引先企業もこれに荷担した。(平成 18 年度まで、研究者に納品確認を委ねる仕組みであり、チェック機能が不十分であった。)</p> <p>(2) 研究者、プロジェクトスタッフ及び取引先企業は、公的研究費を正しく執行するという責任感や倫理観が著しく欠如していた。(平成 24 年度まで、JST として研究参画者に対する研究倫理講習受講の義務づけがなかった。)</p> <p><b>【再発防止策】</b></p> <p>(1) J S T 内部でのコンプライアンス意識の再徹底</p> <p>①職員への研究倫理講習の実施  J S T のコンプライアンス月間などで、職員全員に対し、研究倫理講習を開催し、コンプライアンス意識を再徹底する。</p> <p>②不正行為などの事例の周知徹底と注意喚起  不正行為などの事例および対応について J S T 内の周知徹底と注意喚起を行う。</p> <p>(2) 研究者などに対して</p> <p>①研究者などへの研究倫理講習受講の完全実施  採択された研究者および研究参画者には、平成 25 年度採択から全員に対し研究倫理に関する e ラーニングの受講を義務づけてきており、この措置を継続していく。また、一定の期間内に受講の確認ができない場合には、確認できるまでの間、当該研究者の研究費の予算執行を停止するなどの運用を平成 25 年度より実施しており、徹底していく。</p>

	<p>また、平成 25 年度から採択された研究者全員に対し、不正を行わないなどの誓約書提出を義務づけており、今後も継続していく。</p> <p>②応募資格要件 平成 27 年度から、J S T の研究費に申請する研究者については、所属機関などで研究倫理講習を受けていることを応募要件とした。受けていない者は申請を受け付けないこととしており、今後も継続していく。</p> <p>③研究者および研究参画者の委嘱契約および雇用契約の見直し 研究者などが不正に関与した場合には厳正な処分を課すなどの内容を平成 16 年度から応募要項に記載していたが、平成 28 年度からは契約書に追記する。また、各人に、適正な研究および研究費の執行、不正があった場合の厳正な処分など、必要な説明を行う。</p> <p>④告発窓口の一層の周知 研究費不正の告発窓口の一層の周知を行う。</p> <p>(3) 研究機関に対して</p> <p>①監査、実地調査などの強化 委託先の監査組織と情報交換し適切な監査が行われるよう働きかける。</p> <p>②委託先への周知徹底 新規採択時の研究機関向け事務処理説明会などにおいて、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」や J S T の事務処理要領の遵守を求めてきたが、さらに一層の徹底を図る。特に、a) 発注者と納品確認者の分離、b) 納品確認、検収の確実な実施、徹底、c) 採択された研究者と経理担当者の連携を密にする、事務の透明化を図るなどの一層の徹底を要請していく。</p> <p>なお、戦略的創造研究推進事業においては、現在は制度の改正に伴い、平成 26 年度限りで直執行を廃止し研究機関での執行（委託研究）に移行している。</p>
◇その他（研究機関が行った措置）	<p><b>【処分】</b></p> <p>(1) 職員 私的流用に関与した元 J S T プロジェクトスタッフ 1 名は懲戒免職相当、研究費の預け金および品名替に関与した元 J S T プロジェクトスタッフ 1 名は停職 1 カ月相当、これに伴い関連する役員および管理職職員は嚴重注意とした。</p> <p>(2) 関与した研究者 関与した研究者については、「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に基づき、全 4 名に対して、5 年間（2 名）、4 年間（2 名）の研究費申請資格を制限した。</p> <p><b>【その他】</b></p> <p>(1) 本件の公表状況 平成 27 年 12 月 25 日（金）記者会見を行い、調査結果を公表 平成 27 年 12 月 25 日（金）JST ホームページに公表 平成 28 年 2 月 12 日（金）JST ホームページに処分内容を公表</p>